

奈良県告示第二百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和二年九月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

指定医療機関 の名称又は氏 名	指定医療機関の 所在地又は住所	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
医療法人おお ぞらこどもク リニック	大和郡山市天井 町二二三番地一	（名称変更） 医療法人しんた く小児クリニッ ク	（名称変更） 医療法人おおぞ らこどもクリニ ック	令和二年五月 二十五日